

福岡市屋外広告物条例(昭和47年福岡市条例第60号)新旧対照表

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">福岡市屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年7月10日 条例第60号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第2条の5)</p> <p>第2章 広告物等の制限(第3条—第15条)</p> <p>第3章 監督処分等(第16条—第24条)</p> <p>第4章 屋外広告業(第25条—第40条)</p> <p>第5章 屋外広告物審議会(第41条・第42条)</p> <p>第6章 雑則(第43条—第45条)</p> <p>第7章 罰則(第46条—第49条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条の5 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 広告物等の制限</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">福岡市屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年7月10日 条例第60号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第2条の5)</p> <p>第2章 広告物等の制限(第3条—第15条)</p> <p>第3章 監督処分等(第16条—第24条)</p> <p>第4章 屋外広告業(第25条—第40条)</p> <p>第5章 屋外広告物審議会(第41条・第42条)</p> <p>第6章 雑則(第43条—第45条)</p> <p>第7章 罰則(第46条—第49条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条の5 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 広告物等の制限</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 (略)</p>	

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

3～7 (略)

第7条・第8条 (略)

(規格の設定)

第9条 (略)

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の車体を利用して表示する広告物又は掲出物件で、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市域にないもの。ただし、広告宣伝用自動車(自動車検査証に車体の形状(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第7号に規定する車体の形状を言う)として放送宣伝と記載されている自動車をいう(以下、同じ))を除く。

(6) (略)

3～7 (略)

第7条・第8条 (略)

(規格の設定)

第9条 (略)

2 自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件については、前項に規定する規格によるほか、一車両に表示し、又は設置する面積の合計は、20平方メートル以内とする。ただし、市の良好な景観の形成に資する者として市長が認める者が表示し、又は設置

2 前項の規定にかかわらず、広告景観誘導地区（良好な景観を形成し、又は風致を維持する上で特に必要があると市長が認めて指定した区域をいう。以下同じ。）において、前項各号に掲げる広告物又は掲出物件について規格を別に設けたときは、当該規格によらなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ないと認めて許可した場合には、前2項の規格によらずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

(広告物協定)

第9条の2 土地等、広告物若しくは掲出物件を所有し、又は使用する権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域内の良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上を図るため、前条第1項又は第2項 の規定により設けた規格に加えて、広告物又は掲出物件の位置、形状、規模、色調等の規格に関する事項について協定(以下「広告物協定」という。)を締結しようとするときは、規則で定めるところにより当該広告

する広告物又は掲出物件にあつては、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、広告景観誘導地区（良好な景観を形成し、又は風致を維持する上で特に必要があると市長が認めて指定した区域をいう。以下同じ。）において、第1項各号に掲げる広告物又は掲出物件について規格を別に設けたときは、当該規格によらなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ないと認めて許可した場合には、前3項の規格によらずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

(広告物協定)

第9条の2 土地等、広告物若しくは掲出物件を所有し、又は使用する権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域内の良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上を図るため、前条第1項から第3項までの規定により設けた規格に加えて、広告物又は掲出物件の位置、形状、規模、色調等の規格に関する事項について協定(以下「広告物協定」という。)を締結しようとするときは、規則で定めるところにより当該広告

物協定が当該区域内の良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与する旨の市長の認定を受けなければならない。

2～6 (略)

第10条～第15条 (略)

第3章 監督処分等

第16条～第23条 (略)

(告示)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第3条第1号から第5号まで若しくは第7号、第4条第1項第7号若しくは第11号又は第9条第2項の規定により指定をし、又は当該指定を変更し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第9条第1項又は第2項の規定による規格を設け、又はこれらを変更したとき。

(3) (略)

第4章 屋外広告業

第25条～第40条 (略)

第5章 屋外広告物審議会

(屋外広告物審議会)

物協定が当該区域内の良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与する旨の市長の認定を受けなければならない。

2～6 (略)

第10条～第15条 (略)

第3章 監督処分等

第16条～第23条 (略)

(告示)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第3条第1号から第5号まで若しくは第7号、第4条第1項第7号若しくは第11号又は第9条第3項の規定により指定をし、又は当該指定を変更し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第9条第1項又は第3項の規定による規格を設け、又はこれらを変更したとき。

(3) (略)

第4章 屋外広告業

第25条～第40条 (略)

第5章 屋外広告物審議会

(屋外広告物審議会)

第41条 (略)

第42条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第9条第1項又は第2項 の規定による規格を設け、又は変更しようとするとき。

(5) 第9条第2項の規定により広告景観誘導地区を指定し、又は変更しようとするとき。

(6) 第9条第3項の規定による許可をしようとするとき。

第6章 雑則

第43条～第45条 (略)

第7章 罰則

第46条～第49条 (略)

附 則

1・2 (略)

別表 (略)

第41条 (略)

第42条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第9条第1項から第3項までの規定による規格を設け、又は変更しようとするとき。

(5) 第9条第3項の規定により広告景観誘導地区を指定し、又は変更しようとするとき。

(6) 第9条第4項の規定による許可をしようとするとき。

第6章 雑則

第43条～第45条 (略)

第7章 罰則

第46条～第49条 (略)

附 則

1・2 (略)

別表 (略)